

本泉地区基盤整備促進事業に伴う字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本会議の議決を求める。
平成13年3月9日

三朝町長 吉田秀光

平成13年3月22日 原案可決
三朝町議会議長 藤井 享

区域を変更する 字 の 名 称	同 左 の 区 域 (平成12年12月10日現在の地番による。)
大字本泉字古川	大字本泉字古川の全域 大字本泉字前河原534の1、535の1、536、537の1、 539の1、540の1及びこれらと一体をなす国有地
大字本泉字隈田	大字本泉字隈田の全域 大字本泉字前河原523の1、524、525の1、528の1、 529、530、531の1、533の1、535の3、543の 11、及びこれらと一体をなす国有地
大字本泉字前河原	大字本泉字前河原のうち523の1、524、525の1、528 の1、529、530、531の1、533の1、534の1、5 35の1、535の3、536、537の1、539の1、540 の1、543の11及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字本泉字大明神	大字本泉字大明神のうち637の1の一部、637の3以外の区域 大字本泉字大能638の1の一部、639の3、640の1の一部 640の4、643の1の一部、643の2、644の1、644 の2、645の1の一部、645の2、648の2及びこれらと一 体をなす国有地並びに649の2と一体をなす国有地
大字本泉字大能	大字本泉字大明神637の1の一部、637の3 大字本泉字大能のうち638の1の一部、639の3、640の1 の一部、640の4、643の1の一部、643の2、644の1 644の2、645の1の一部、645の2、648の2及びこれ らと一体をなす国有地並びに649の2と一体をなす国有地以外の 区域